発明推進協会サポートデスク

～申請から助成までの流れ～

海外権利化支援事業＜出願手続＞

日本国特許庁への出願

既に日本国特許庁に行っている出願（特許・実用新案・意匠・商標。特許にはPCT国際出願を含む）が申請対象です

＊ダイレクトPCT出願は、日本にも国内移行することを条件に対象になります

＊基礎なしでハーグ出願を予定している場合は、国際出願時に日本を指定締約国とすれば対象になります。

＊商標は、冒認対策商標としても申請可能です

＊商標登録出願の場合には必ずしも優先権主張は要しません

申請書・必要書類の提出

第１回受付：**5月30日(木)～6月14日(金) 12：00**

第２回受付：**8月19日(月)～8月30日(金) 12：00**

第３回受付：**11月18日(月)～12月3日(火) 12：00**

審査、採択可否の通知

書面による審査を行います

結果は、第１回受付：**8月上旬（予定）**

第２回受付：**10月下旬（予定）**

第３回受付：**2月上旬（予定）**

にお知らせします

＜ここから外国出願可能＞

出願準備開始

交付決定通知受領後に

国内代理人等に依頼した作業に係る費用

が補助対象です

外国出願

代理人費用の支払

費用の支払い完了

（採択事業者が全額立替払い）

実績報告書・証憑書類の提出

すべての費用の支払い完了後、

30日を目安に実績報告書を提出してください。

最終提出期限

第１回受付：**2024年12月13日(金)12：00**

第２回受付：**2025年1月17日(金)12：00**

第３回受付：**2025年7月（予定）**

補助金額(実績額)の確定

精算払い請求書の提出

補助金交付

第1回、第2回は、**2025年3月末まで**に、第3回は、**2025年内まで（予定）**に指定された口座にお振込み